

神誓裁判について(下)

牧野信之助

最後に我等の最も注意を惹くことは、湯起請乃至鐵火裁判が、當代の村落間の境界訴論最後の裁斷に供せられたことである。

村落の結合觀念が鞏固になりつゝあつた中世の終りから近世にかけては、その領域の擴充、山野の編入、用水の引用權は重大なる關係を生じて、所謂水問答山問答は村落間の死命として屢劇しき争鬭を生じつゝあつた。その曲直の判定を法廷に持出した時、幕府乃至領主の裁斷は較もすればその最後の決斷を神慮に委するの止むなきに至つた事實が頗る多い。式目——式目追加後引きついで法の適用は決して不足する程に貧弱ではなかつたが、その一面には猶且つこの神誓裁判が頻繁に

適用せられつゝあつた。この事實はこの小篇の主題として少しく細説を重ねたいと思ふ。

(一) 看聞日記によると、永享八年三月、江州蒲生郡山前觀音寺はその山論について幕府に出訴したが、その顛末は同日記を引用して説明に代へることとする。

「永享八年三月廿二日、山前觀音寺山相論事、今朝奉行飯尾申之處、兩方令書湯起請依其失可落去之由被仰出云々。五月十九日、抑山前百姓與觀音寺百姓今日被書湯起請於成佛寺_{近衛堀川三福寺末寺}書之、奉行飯尾肥前同大和以下、四五人檢知、定直同檢知、兩方取孔子、當方百姓取之、願阿_{山前古老}百姓也。先書起請燒灰吞之、次沸湯之中石を取上、やすく_ミ取之、更無違失、次觀音寺百姓

男起請同前、次取石事之體臆したる風情也。然而石は取上、是も無爲也。兩人寺に召置、明後日檢知可落居云々、此五年山相論、于今不落居之處、公方殿密可書湯起請之由、依仰如。此沙汰畢、當座先無爲、始終如何。(中略)

廿一日起請書入、三ヶ日之間奉行出合檢知之處、兩人手更不損、無子細云々、兩方有道理歟、不審事也。廿四日卿

秋參對面定直參山前湯起請事、兩方無異失之由、飯尾

公方伺申之間、此上者可被如何候哉、さもかくも可爲

御意之由、以飯尾奉被盡御沙汰之條爲悅、兩方無其

失之上者、可被申分歎、さもかくも可爲上裁之由、御

返事申了、閏五月六日山前山相論落居、被成御教書珍

重也。」

これで見ると、神托は双方に過失なき旨を示したので、斯る例證は希有とすべきである。

(二) 永享八年五月、近江滋賀郡小松庄と打下庄との間に境界論があり、幕府に訴願して室町幕府に抵り伊勢氏邸に對決したが、その大要は前例の場合と略々同様である。即ち小松方の記録による

と、自庄の理運顯然であつたが、敵方の愁訴によつて未來龜鏡の爲め神意に任せ湯起請に及ぶべしとの事で、近衛堀川鎮守神明の御前にてその儀に及んだが、

「一、起請之儀式、御拔湯立の次第言語道斷嚴重警固者也、御子者當御代に被召使女御子也、其外雜式公人七人

出仕ス

一、於起請之次第者當座之隨也第一番小松也、第二番打下也、然間彼於成佛寺三日之間逗留メ被守其失者也
一、同十八日至辰刻彼奉行衆有列參兩方之手於被檢知畢

一、當所之取手左近太郎者其謬無之

一、打下之取手彌次郎兵衛手者燒畢

一、奉行衆此赴を申上條忝同年之九月十日ニ頂戴御教書並御下知同廿日仁雜掌祐弘有下着庄下宣喜悅之開眉畢」(小松打下山堺論目錄)

とあるのでその儀式の如何に嚴肅であつたか解せらるゝであらう。

(三) 永享十一年六月、これより先き近江栗太郡
田上杣庄對牧庄は境界論について幕府に出訴し、
湯起請に及んだが、その湯起請文言の示すところ
に従ひ双方とも多少の失ありし爲、論所を同断す
ることにした赴が建武式目追加に見えてゐる。

(四) 江戸時代に入つてその初頭、慶長十二年六
月、近江甲賀郡宇治川原對酒人、宇田間に於ける
境界論に關する訴訟が延引して落着するに至らな
かつたので、奉行は之を鐵火裁判に附すべき旨を
嚴達した事件がある。即ち豫めその舉行に當つて
は心身を清淨たらしむる爲めに双方犠牲者を精進
屋に入籠せしめ、その期限を一ヶ月間となし、鐵
火取の當日を定むること四五回に及んだが、酒人
側は神罰を恐れて和解を懇請し、剩へ郡中の古侍
衆に周旋せしめて奉行の意を迎へ、規定の精進屋
入籠一日前に脱出するに至つた。宇治川原側にあ
つては當初決定の如く、是非とも右鐵火によつて

曲直を明らかにせんとし、奉行に抗議して依然精
進屋に籠居しつゝあつたが、敵手既にあらざるを
以て脱出して再びその決行を願出した。然し斯く
眞剣に意氣込んだ裁斷もそれ限りに終つた様であ
つたが、猶我等はこゝに此事件のかく發展する迄
に至つた徑路を附説せんとする所以のものは、其
等を通じて如何に神慮に最後の裁斷を乞はんが爲
めに、當路と關係者とは最初から事件そのものゝ
解決を神明に仰いで居つたかの哀情を察知せしめ
んが爲めである。

今宇治川原側の共有文書によれば事件の發端は
先づ慶長十年六月同村惣中より大峰山、北野天神
並びに郡の飯導寺權現に上つた祈願狀に始まる。
爭論即ち構の義について理運たる様守護せらるゝ
ならば、それゞゝ寄進あるべきを誓ひ、次で村中
の代表者諸神に誓文を起請して事件密議の義妻子
に至る迄他言せず又多數を以て決議すべしとし、

費用は公平に割付すべきを定め、事件につき立證の位置に立つべき隣村内貴村惣中に宛て午王紙に靈社起請文を交附し、之に對して内貴村としては仲人に對して同じく靈社起請文を捧げ立證の場合私曲偽言を弄せざるを誓ひ、翌十一年に至つては

訴願彌々紛糾したと覺しく、三月「火誓取申候人體ニ褒美相定」の誓文を出してゐる。

それは彌々犠牲者となりて區民を代表し鐵火を執る者には報酬として支給すべき給米の額を定め

猶功勞に酬ひる爲後代に至る迄村中として厚く保護して萬一の場合後顧の憂なからしめ、單に精進

屋に入るものに對しても之に多額の給米を附すべきを言明してゐる。而して亦中人と稱せられたる

士分三名は午王起請文を宇治川原に宛てて私曲偽言なきを誓ひ、更らに十二年三月に至りて村衆一同署判して最後の決心をなしたる參會の決議事項

は神明に誓ひて他言せざる旨を述べてゐる。更ら

に前述鐵火決行の議定まるに至つて、手火置目即ち犠牲者に對する報酬等につき誓約し、「一、火誓取候人之敵より人々被指候はゞ只今貳拾名秋末拾名可進候其人々家筋そりやう壹人は永代

御免許可進候(下略)

一、もかり内へ入候其火誓を取不申候者、手前の拾石の米は可進候(下略)

一、(上略)しやうじ屋へ入候ハ、拾石可進候事右之通相究候間我人異儀申聞敷候事

と云つてゐる。その鞏固なる決心を窺ふべきである。

以上は極度に緊張した一農民部落の訴願最後の日に至る徑路を略述した丈に止るが、それにしても一村落の安危に係る大事件が、既に當初より神佛に依頼して正しき解決を希んでゐた心的動作を察知するに充分であると思ふ。

(五)次に、元和五年九月、これより先き近江國

蒲生郡日野町を中心として東九ヶ村西九ヶ村の間

に入會山の利權問題が紛糾して互に相争ひ、法廷に出訴することになつたが、猶決せずして遂に鐵火の儀に及ぶに至つた。即ち同年九月東方九ヶ村庄屋連署の上、幕府檢使以下六名宛に呈出した證狀はその徑路を説明してゐる。即ち、

「今度山之出入ニ付、双方目安差上、御理申上候處、鐵火被^レ仰付御見使被^レ差越候、鐵火に任せ被^レ下候、鄉中七月ヨリ十一月マテ無^レ相違^レ入可^レ申候、鐵火ニ被^レ成先者忝奉存候仍如^レ件」

と云へるものである。但し彌々決行に際して隣郷の諸大寺等仲介して和解せしめんとし、双方之を瞭として一旦落着を見んとしたが、檢使側の同意するところとならず、郷内の大社綿向神祠前に於て決行せらるゝに至つた。この事件は平田篤胤の古史傳にも綿向神社名跡記を引用して細叙してあるが別に「山論鐵火裁判之譯書」の一部を割いて

説明に代へるであらう。

〔（上略）彌々九月十八日鐵火に定りけり、綿向大明神の神前に棚飾り、喜助^{○東}角兵衛^{○西}兩人白木綿の衣裳を着、鐵を斧の形に爲作、双方より是を持出し右の棚ニ載置夫より五間程南へ隔、東西二ヶ所ニ炭火をおこし、時刻前に鍛治師ニ申付御見分之上、右之鐵を双方一同に燒赤め、能々火に成候を掌に榧を敷、是を受候也、時に御檢使被^レ仰候ハ、東郷より持出候を西郷の者に渡し、西郷より持出候を東郷の者に可渡^レ被^レ仰付候、是は若し鐵に仕かけにても有んか^レの用心なり此時喜助は鐵火を受取、三間許り走り寄元の棚へ投上ければ、棚板を燒抜、鐵火は下に落たりけり、角兵衛も鐵火は受候へ共、忽掌燒煙り候故其處へ投捨逃出けるを、急に追懸捕、翌日町中を引廻し、西の仕置場にて磔に行ける（下略）〕

猶同書による御公儀様の檢使と稱するものの二名、御老中御檢使即ち酒井、板倉、本多、安藤、土井の諸侯は各一名の檢使を派遣し、頗る行々し

く決行したと思はれる。斯くの如くして神明の激ふるところに従ひ、入會權は完全に東方九ヶ村の有となり、犠牲者たる喜助外一名は各山林功田を贈與せられ、長く鐵火田と稱せられ、且つ例年鐵火祭を舉行して當日を記念してゐる。

以上室町から戰國時代を通じて江戸初期に至る間、こゝに列舉した六つの所例は偶然にも近江一國に限定された觀があり、それは特に精査した關係によるけれども、亦中央の史料に明記せられたものも二三あることで、恐らく此等の例證は各地とも少くないこゝ察知される。但し種々の國情から近江に多くの事例が殘された理由も潜在してゐるが、それには今論及しない。

次に起請文にせよ、探湯に於ける誓約並びに理非の神裁にせよ、法を超越してその存在に倚頼することは、法制發達の上から云へば宗教と法律との間を彷彿するものであつて、それは宗教法訴時

代(Religious-legal Age)のものである。決して進歩した形態ではあり得ない。實際にありても神意に總てを委かせる云ふことは、原始期にあつては兎も角、時代の進みと共に疑を挿むものが出来てくるのは當然である。既に仁德紀に記されたる、

河内茨田堤の築成に際し天皇の夢想に入つた神晦ですらも、指名された犠牲者の一人強顎は決して無條件で水中に没入することを肯け入れなかつた。それは假りに一つの機智を示す作者の作物語としても、艶の浮沈によつて去就を決せしめたではないか。されば法的觀念の進歩と共に明法家を始め識者間にかかる俗習に反對の見地を示すものゝ多くなつて來たことも當然である。玉葉によると、
○文治三年五月十六日條 四天王寺對住吉の爭論につき起請のこ
と行はれんとするや後白河法皇は「祭文起請、公
家雖不被用事此條無爲之沙汰也」と云つて居られ、式目抄によると「法家起請不用之(中略)始

自後嵯峨院於記錄所書之、於文殿書之」と註してゐるのは、元來支那法を繼承した法律にその規定なく、明法家としては採用しなかつたのである。

前述兼好法師の偶語にも法曹に起請文の沙汰な

く古への聖代起請文につきて行はるゝ政なかりしと云つてゐるのは、文段抄の著者の解した如く、兼好は法家に同意して起請はよからずと考へてゐたに相違ない。同著者は更らに外記の常忠の火起請論を引用して「聖賢いかんぞ水火を以て罪を正さんやしからずば昆崙の火、玉も石も共に焼くが如くならん」と述べて啓蒙論を重ねてゐる。閑際筆記によるところ、編者は疑獄を裁断するに天竺に於ける水・火・稱・毒の四法あるを述べ、我が鐵火は火法に出でたるならんと考へ、それについて「竊ニ謂

フ、此法二人均シク灼鐵ヲ執ル、安ズ一人ノ手ハ傷而一人へ不傷コトヲ得ンヤ、其傷壞偶々多少有

ル而已、此レニ因ツテ疑獄ヲ決ス、恐ラクハ不幸ヲ殺シテ大懲ヲ宥メン」と論じてゐるが、この種の所論は要するに江戸時代の儒家の説として故俗の迷論を打破した代表的のものと見ることが出来る。

又、湯起請若しくは鐵火の決行に際しても、多くの場合訴論者一方の曲は或程度迄自覺して神明に對する以上、冥慮嚴罰の恐るべき豫感から、飽く迄神聖なるべきその決行に詐偽方法を試むるものゝ出來てくるのも有り勝ちであつた。前出所綿向神社鐵火に際して、西方の代表者は火力の弱き鐵板を準備してその計略看破せられたりと云へる如きは、無上の神聖行爲と思惟せる企圖を玩弄し、最初より瞞着して萬一の僥倖を期したものである。

はれたか、支那法を繼承した律令には殆ど此等の習俗を認むることが出来ないにしても、一般民間に於ける慣行に至つてはその存在を否定せられない。次で前述の如く、平安以降になつて神佛の威力觀が頗る高まつて來ると共に痛く人心を支配して、法の上にも其等の思潮が濃厚に加味せらるゝを見るに至つた。

然しその以後更に室町から江戸時代にかけての過渡時代は社會の一大改造時期に際會し、人心の動搖更に甚しく、その殺伐な一般の風潮は遂に軌準を失つた此等探湯式の裁判法をも公に採用して、單にそれは私法としての適用のみならず、幕府若しくは諸侯の如き治者側からその法を適用せしむるに至つたのである。

我等は上代の探湯法がそのまま適用せられつゝあつたからと云つて、必ずしもこの過渡時代の位置を法的觀念の上から一步も進歩したものでない

とは云はない。然し如上の數例は、依然として國民の間に傳統的に信せられつゝあつた神の威方の裁斷そのものである。

要するに此見地からして時代は遂に純粹法律期に接近することが出來なかつたのであつて、それが明白に宗教法訴期を脱し得たのは、矢張明治時代を待たなければならなかつたことゝ思惟するのである。(大正十四年十一月稿、同十五年三月補訂)